

令和7年度 第1回 広島支部評議会議事概要報告（速報）

開催日時	令和7年7月15日（火） 15：00～17：00
場 所	広島コンベンションホール
出席議員	（学識経験者）鈴木 喜久、中野 幸恵、畑 雄太 （事業主代表）石突 泰江、清水 美和子、中島 潤子 （被保険者代表）西岡 洋、宮城 和史 （敬称略）
議 題	1. 令和6年度決算見込み（医療分）について 2. 令和6年度広島支部事業実施結果について 3. 資格確認書の発行について 4. その他の報告について
議事概要 （主な意見）	
議題1. 令和6年度決算見込み（医療分）について	
事務局より資料に沿って説明。個別の意見は、以下のとおり。	
（学識経験者） 令和5年度から令和6年度の収支見込みの推移は、広島支部と全国の傾向は酷似しているという認識で良いか。 ⇒ ご認識の通り。傾向として、保険料率算定時の見込みより収入が増え、支出が抑えられている。なお、広島支部は、令和6年度の収支において、地域差分の発生が見込まれており、全国と比較して、さらに支出を抑えられている。これは、広島支部及び広島県全体での医療費適正化の取組により、広島支部加入者の1人当たり医療費の伸び率抑制に一定の効果が表れたと認識している。 （学識経験者） 参考資料5の6ページ目について、広島支部と全国の加入者1人当たり医療費について、令和6年度の6月、8月、9月、2月が前年度同月比マイナスであるが、要因は把握しているか。 ⇒ 現時点では、要因分析はできていない。 （学識経験者） 令和6年度の決算見込みの数値は、事前のシミュレーションと比較して、どのように認識しているのか。	

⇒ 令和6年度保険料率算定時の見込みと比較すると、収入は、被保険者数及び標準報酬月額の上昇により想定より増収。支出は、新型コロナの臨時的特例廃止等による特殊要因での医療費の伸びが抑えられたという認識である。

議題2. 令和6年度広島支部事業実施結果について

事務局より資料に沿って説明。個別の意見は、以下のとおり。

(被保険者代表)

令和8年度からの被保険者を対象とした人間ドック費用補助、令和9年度からの被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診と同等の内容への拡充及び人間ドックの費用補助の開始は、健診実施率の向上や将来的な医療費削減にもつながる可能性がある。被扶養者の健診の拡充について、被扶養者や健診機関へのニーズ調査とはどのような想定をしているのか。

⇒ 被扶養者は、特定健診に加え、生活習慣病予防健診や人間ドックの費用補助が受けられることとなる。ニーズ調査の具体的な質問項目は検討中であるが、特定健診よりも検査項目が増えることに関する質問や、健診機関において、生活習慣病予防健診や人間ドックの実施体制がどのようであるか等を把握する方向で検討している。

(被保険者代表)

被扶養者に対する生活習慣病予防健診及び人間ドックと同等の健診の費用補助開始時点で、健診機関の実施体制が不十分な場合どのように考えているか。

⇒ 被扶養者にとっては選択肢が増えるので、一般的な幅広い広報は必要と考えており、実施体制が十分となることを期待する。ただし、受診勧奨を更に強化するか否かを検討するにあたっては、実施体制が不十分な場合は現場の混乱につながる可能性もあるため、そのような点も踏まえて検討する必要があると考えている。

(被保険者代表)

被扶養者の健診実施率は低く、また、伸び悩む部分でもある。健診機関の実施体制も前提としてあるが、生活習慣病予防健診及び人間ドックと同等の健診の費用補助開始によって被扶養者の健診実施率向上を期待する。

(学識経験者)

被保険者への人間ドックの費用補助、被扶養者への生活習慣病予防健診及び人間ドックと同等の健診の費用補助の金額は、業務経費として計上される認識である。この業務経費の負担率は、どのように決定しているのか。また、健診費用の補助拡大は、健診実施率向上や将来的な医療費の削減につながる可能性もあるが、直ちに、医療費削減の効果が表れない場合もある。医療費削減の効果が表れない場合、業務経費の積み上げ分をどのように抑える計画か。

⇒ 業務経費は、全国計の金額を各支部の総報酬按分により負担金額を決定している。なお、健診費用の補助拡大について、将来的な医療費の削減に向け、直近の支出増はやむを得ないと考えている。

(事業主代表)

広島支部の事業を推進するうえでは、商工会議所の親会、女性会、青年部といった、各支部に積極的に協力依頼をすることも必要である。

(学識経験者)

従業員の人数が少ない会社では、勤務時間中の特定保健指導の実施を怠ることもある実態を認識してほしい。また、健康づくり講座やセミナーは、決まった日時に集合形式であると、参加のための敷居が高くなる。YouTube での配信等、参加の敷居が低くなるような事業も検討してほしい。

⇒ 今後の参考とさせていただく。また、健康づくり講座に関しては、令和7年度からビデオオンデマンドの選択肢を新設している。今後、参加しやすさに留意した開催方法を検討してまいりたい。

(学識経験者)

2点申し上げる。

1点目、「サービススタンダードの達成状況を100%とする」というKPIは、全支部が100%という結果を踏まえると、KPIとして機能しているか。在り方を検討したほうが良い。

2点目、返納金の取消になる対象は何か。

⇒ 1点目は、ご意見として承る。

2点目は、返納金の発生後に健康保険の資格喪失日の誤りが判明し、修正することで、返納金の発生理由が遡及して消失することが、返納金取消の主な理由である。

(学識経験者)

2点申し上げる。

1点目、協会のレセプト点検の査定率は、社会保険診療報酬支払基金の1次審査の精度向上もあり、対前年度以上という設定は、そもそもKPIとして機能しているのか。また、医療機関からのレセプト請求に間違いがない場合、0%になることも踏まえると、在り方を検討したほうが良い。

2点目、協会の再審査レセプト1件当たりの査定額は、高いほうが良いのか。再審査レセプト1件当たりの査定額が高いことは、医療機関からの請求が過剰であるという見方もできる。再審査に該当しやすいレセプトの傾向は把握しているのか。

⇒ 1点目は、ご意見として承る。

2点目は、傾向は把握しており、協会でのレセプト点検時に活用している。また、医療機関からの請求が過剰というよりは、高額になりやすい手術や薬剤について重点的に点検を行っている結果である。

(学識経験者)

ヘルスケア企業保証制度は、企業の経費を直接的に削減する取組の一つ。本制度の利用拡大のため、広報等はどの程度実施しているのか。

⇒ ヘルスケア企業保証制度は、広島県信用保証協会の信用保証を利用する企業へメリットになる。広島県信用保証協会の信用保証で最も提携している金融機関が広島信用金庫であるため、広島信用金庫の全支店に案内チラシを常備していただいている。また、本制度は、ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所の認定を利用条件の一部に設定しているため、ひろしま企業健康宣言事業所への広報を積極的に実施している。

(被保険者代表)

マイナ保険証に完全に移行した場合、健康保険証回収は KPI から除外され、また、資格喪失後受診による返納金の発生は減少する想定か。

⇒ 健康保険証回収は、令和 7 年度 KPI から除外している。また、返納金の発生は減少する想定である。ただし、健康保険の資格喪失の手続きが速やかに完了しない場合、本来なら資格のない健康保険の情報での受診となり、返納金の発生につながる可能性がある。

(被保険者代表)

健康保険証回収は、令和 7 年 12 月 1 日までの健康保険の資格喪失者までは必要という認識で良いか。また、令和 7 年 12 月 1 日までは、健康保険の資格喪失後に健康保険証を利用しての返納金の発生は有りうるのか。

⇒ ご認識の通り。令和 6 年 12 月 1 日以前の健康保険加入者は、健康保険証が発行されているため、健康保険の資格喪失後に健康保険証が回収されていない場合、健康保険証を利用しての返納金発生の可能性はある。

(事業主代表)

紙や FAX などでのやり取りが多い。メールや Web サイトを立ち上げるなど、電子媒体への移行を視野に入れてほしい。

⇒ ご意見として承る。

(被保険者代表)

健康保険証の新規発行は終了したが、資格確認書の発行により、これまでと同様に返納金の発生が予想されるため、対策が必要である。

⇒ ご指摘の通り、資格確認書は、従前の健康保険証に酷似しており、返納金が発生する可能性がある。健康保険の資格喪失後受診への対策は、早期の資格確認書回収及びマイナ保険証の利用推進が効果的であり、これらについて、引き続き積極的に広報してまいりたい。

(事業主代表)

被用者保険と国民健康保険の医療機関での本人の窓口負担割合は同様であること等から、被用者保険に加入しているメリットをご理解されていない方が見受けられる。自身の加入している健康保険のメリットを感じていただく取組も必要である。

⇒ 被用者保険には、傷病手当金や出産手当金といった休業補償があり、国民健康保険とは利用可能なサービスに差異がある。今後とも、協会けんぽに加入しているから利用できるメリットを広く浸透させるよう、尽力してまいりたい。

議題３．資格確認書の発行について

事務局より資料に沿って説明。個別の意見はなし。

議題４．その他の報告について

事務局より資料に沿って説明。個別の意見はなし。

特記事項

次回は令和 7 年 10 月に開催予定